

○財務省告示第五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年一月三十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第三百三十三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

五

募方

イ

ロ

ハ

ニ

六

イ

発

入札発競争
価格競争額

入札発競争額

・別第II非

債参加者

行及び特

争入札国

非入札国

者価格競争

特・別第I

国債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

入札国

・別第I

債参加

競争入札発行」という。後格競争入札の決定及び
務大臣が各限額を定め、務者
にごとに発行（以下、国債市場の特
に、参加者・第II非価格競争入札
別参加者・第II非価格競争入札
発行」という。）

各申込みの応募額を割り当てる。各
も、そのうち応募額を順次割り
当てる。各
各限額市場特別参加者ごとの
各限額市場特別参加者ごとの
申込みの応募額を割り当てる。

額、金額で一兆五十億円
うち、財政法第四十一条の
定に基き、発行した利付
ついで、金額、成
五億千七百四十
三億九千七百四十
例に基き、法律第二十
規定に基き、法律第二十

十 十
三 二

十 十
イ 一
発

九 八

ハ

振 額 最
替 単 位

低 行 争 非 者 特 国 行 争
額 入 価 ・ 別 債 入 札
面 札 格 第 参 市 入 札
金 発 競 II 加 場 札 発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(一) 年
式 は 一
に 、 募 ・
よ 払 入 八
り 込 決 パ
算 金 定 ー
出 額 の セ
し に 通 ン
た 加 知 ト
金 え を
額 、 受
を 次 け
第 の た
二 算 者

銭 額 以 額
面 上 面
金 の 金
額 そ 額
百 円 百 円
に ぞ 円
つ れの につ
き 応 き 募 百
百 円 円 八
八 十
十 二 十 銭

平 成 二 十 四 年 一 月 三 十 一 日
す る 。
額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

五 万 円

三 十 四 億 二 千 七 百 八 十 八 万 円

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
二 大 銀 金 四 子
十 臣 行 額 十 支
四 か 百 三 年 支
年 ら 円 年 十 払
一 通 につ 二 月
月 知 き 百 二
三 を 百 十
十 受 円 十
一 け 円 日
日 者